

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 5 月15日

【会社名】 株式会社リミックスポイント

【英訳名】 Remixpoint, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 高橋 由彦

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 9 号

【電話番号】 03 - 6303 - 0278

【事務連絡者氏名】 経営企画部部长代理 森村 慎一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 9 号

【電話番号】 03 - 6303 - 0278

【事務連絡者氏名】 経営企画部部长代理 森村 慎一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、2026年10月1日（予定）を効力発生日として吸収分割の方式による会社分割を行うこと、その準備を円滑に行うために設立された分割準備会社（株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社）に対し、当社において電力小売事業を営むエネルギー事業の一部に関する権利義務を承継させる吸収分割契約を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社
本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番9号
代表者の氏名	代表取締役 高橋 由彦
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業内容	電力小売事業、その他附帯関連する業務

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
2026年4月20日に設立されたため、本臨時報告書提出日現在において、終了した事業年度はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社リミックスポイント	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	相手会社は当社100%出資の完全子会社であります。
人的関係	役員の兼任があります。
取引関係	取引関係はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、エネルギー事業、蓄電ソリューション事業及びデジタルアセットマネジメント事業を営んでおります。このうち、電力小売事業を営んでいるエネルギー事業は、需要家への安定的な電力供給を目的として、事業の性質に即した責任体制の下で、営業活動、電源調達、需給管理及び価格変動リスク管理を一体的に行い、事業環境の変化を的確にとらえていくことが重要です。

足元では中東情勢の緊迫化、ホルムズ海峡における封鎖・通航制約等を背景として、エネルギー価格や卸電力市場価格の流動性が高まっております。当社は、このような事業環境の変化に対し、より迅速かつ柔軟に対応できる体制を整えることが、エネルギー事業の安定的な運営と持続的な成長につながり、さらにM&Aをからめていくことで、当社グループの事業ポートフォリオの再構築にもつながる可能性があると考えております。

本吸収分割後は、分割準備会社においてエネルギー事業の運営体制及び事業基盤の強化を進めるとともに、各事業の特性に応じた経営体制を整備することで、事業運営の機動性を高め、グループ全体の企業価値向上を図ってまいります。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割の内容

会社分割の方法

当社を吸収分割会社、株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割であります。

吸収分割に係る割当ての内容

当該吸収分割は、当社と当社の100%子会社との間で行われるため、当該吸収分割に際して、株式の割当てその他対価の交付は行いません。

その他の吸収分割契約の内容

）分割の日程

2026年5月15日 : 吸収分割決議取締役会
2026年5月15日 : 吸収分割契約書締結
2026年6月25日(予定) : 当該吸収分割に係る株主総会決議日
2026年10月1日(予定) : 分割予定日(効力発生日)

(注) 当該吸収分割は、2026年6月25日開催予定の定時株主総会による承認及び必要に応じ関係官公庁の許認可等が得られることを条件として実施いたします。

）承継により増加する資本金

該当事項はありません。

）分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行済みの新株予約権について当該吸収分割による取扱いの変更はありません。また、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

）承継会社が承継する権利義務

承継会社は、エネルギー事業に関して当社が有する資産、負債及び契約その他の権利義務のうち、吸収分割契約書において定めるものを承継いたします。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	未定(効力発生日までに株式会社リミックスポイントエネルギー事業分割準備会社より商号変更予定。)
本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番9号
代表者の氏名	中込 裕司
資本金の額	10百万円
純資産の額	未定(注)
総資産の額	未定(注)
事業内容	電力小売事業その他附帯関連する業務

(注) 承継する資産、負債の項目及び金額については効力発生日時点の帳簿価額を基礎として算定するため、現時点では確定しておりません。